

児玉郡市広域市町村圏組合建設工事請負契約約款
第 26 条第 6 項に関する運用基準について

インフレスライド条項とは、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときに、契約金額の変更を請求できる措置です。

児玉郡市広域市町村圏組合建設工事請負契約約款第 26 条第 6 項 抜粋

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

児玉郡市広域市町村圏組合では、賃金等の急激な変動に対処するため、児玉郡市広域市町村圏組合建設工事請負契約約款第 26 条第 6 項（通称：インフレスライド条項）の運用基準を定め適用します。

なお、発注者及び受注者は、当該請負代金額の変更に当たり相互に十分な協議を行うとともに、賃金水準の変動により請負代金額を増額変更した場合、受注者は下請業者との間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準引き上げ等についても一層の対応を行うものとする。

適用対象工事

- ・ 工期が基準日から 2 か月以上残っていること
- ・ 物価変動後の発注者の積算による変動後残工事代金額と変動前残工事代金額の差額が、変動前残工事代金額の 1/100 を超えていること